

さいたま市告示第430号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により道路と公園との兼用工作物の管理について協議が成立しましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類及び路線名

一般県道新方須賀さいたま線

2 公園の名称

見沼自然公園

3 兼用工作物の範囲

さいたま市緑区南部領辻2599番地先からさいたま市緑区南部領辻2597番地先までの間において、見沼自然公園と一般県道新方須賀さいたま線とが相互に効用を兼ねる範囲（別添）。

4 兼用工作物の管理

（1）道路管理者（さいたま市）

兼用工作物に係る改築、維持、修繕、災害復旧に関する事務。ただし、特に緊急に災害復旧を行う必要があるときは、公園管理者が行うことができる。

（2）公園管理者（さいたま市）

許認可、占用等の権限の行使に関する事務。ただし、兼用工作物の範囲外において、道路管理者が行う許認可、占用等と連続して許認可、占用等を行う必要があるときは、一括して道路管理者が行うことができる。

5 効力の発生等

令和8年3月13日から効力を生じ、公園を廃止したとき又は道路の使用を廃止したときに効力を失うものとする。

案内図 1/5000

